

南区地域福祉保健計画地区別計画推進活動補助金交付要綱

制 定：令和2年10月27日 南福第1273号（区長決裁）

改 正：令和4年10月31日 南福第814号（区長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、南区地域福祉保健計画地区別計画（以下「地区別計画」という。）を推進するための組織の活動に対して南区地域福祉保健計画地区別計画推進活動補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、地区別計画の目標達成に向けた取組を促進することを目的とする。

2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月規則139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、地区別計画を推進するための組織とは、連合自治会町内会エリアを単位とする地区（以下「地区」という。）ごとに設置される地区別計画の推進を統括する地区社会福祉協議会（以下、「地区社協」という。）とする。

2 この要綱におけるその他の用語の意義は、補助金規則の例による。

（補助対象）

第3条 この要綱における補助金の交付対象団体は、地区社協とする。

（対象となる活動）

第4条 補助の対象となる活動は、地区別計画に掲げられた取組に該当する活動とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該地区社協の実施している、又は実施しようとしている活動が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) 特定の個人や団体のみが利益を受ける活動
- (2) 同一年度に、同一の事業で、他の補助金を受けている活動、又は受ける見込みのある事業
- (3) その他、南区長（以下「区長」という。）が適当でないと認めた活動

3 補助の対象となる活動は、一地区社協あたり一事業とする。

（補助対象経費）

第5条 この要綱において、補助の対象となる経費は、地区社協が地区別計画に掲げられた取組を実施するにあたって要する経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、客観的に公益上必要性が高いとはいえない次の経費については、本補助金の対象外とする。

- (1) 地区社協構成員への謝金
- (2) 地区社協の人件費
- (3) 事務所の維持管理費
- (4) 交際費
- (5) 慶弔費
- (6) 懇親会費
- (7) 直接事業と関連のない視察・研修費・食糧費等
- (8) その他、区長が適当でないとした経費

3 補助対象経費のうち、直接事業と関連する食糧費については、補助対象経費の2分の1以内とする。

(補助金額)

第6条 補助金額は、横浜市一般会計歳出予算の範囲内で、予算配付額を各地区社協に均等割りにした金額を上限とする。

(交付申請)

第7条 補助金規則第5条第1項の規定により区長が定める補助金の交付申請書の提出期日は、個別に定めるものとする。

2 補助金規則第5条第1項及び第2項の規定により、補助金の交付を受けようとする場合は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 南区地域福祉保健計画地区別計画推進活動補助金交付申請書（第1号様式）
（以下、「第1号様式」という。）
- (2) 南区地域福祉保健計画地区別計画推進活動補助金事業計画書（第2号様式）
- (3) 南区地域福祉保健計画地区別計画推進活動補助金収支予算書（第3号様式）
- (4) 地区社協の役員名簿

3 補助金規則第5条第3項の規定により区長が第1号様式への記載又は添付を省略させることができる事項及び書類は、同規則第5条第2項第2号に規定する書類とする。

4 区長は、審査上必要と認める書類の提出を求めることができる。

(交付決定)

第8条 この要綱に基づく補助金の申請があったときは、区長は、その内容を審査し、補助の目的に適合すると認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金規則第8条の規定に基づき、南区地域福祉保健計画地区別計画推進活動補助金交付決定通知書（第

- 4号様式) (以下、「第4号様式」という。)によりその結果を通知するものとする。
- 2 前項の申請があったとき、区長は、その内容を審査し、補助金の交付をしないことと決定したときは、補助金規則第6条第3項の規定に基づき、南区地域福祉保健計画地区別計画推進活動補助金不交付決定通知書(第5号様式)によりその結果を通知するものとする。

(事業計画の変更)

- 第9条 第4号様式による交付決定の通知を受けた後に、事業計画の申請事項を変更しようとする場合は、速やかに、南区地域福祉保健計画地区別計画推進活動補助金交付決定変更申請書(第6号様式)を区長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、変更の内容が軽微な場合には提出を省略することができる。
- 2 区長は、前項の申請について、南区地域福祉保健計画地区別計画推進活動補助金交付決定変更申請承認決定通知書(第7号様式)又は南区地域福祉保健計画地区別計画推進活動補助金交付決定変更申請不承認決定通知書(第8号様式)を通知するものとする。

(申請の取下げの期日)

- 第10条 補助金規則第9条第1項の規定により区長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が第4号様式の交付を受けた日の翌日から起算して10日目の日とする。

(活動実績報告)

- 第11条 地区社協は、活動完了後から当該会計年度内までの間に、補助金規則第14条第1項の規定により次の書類を区長あてに提出しなければならない。
- (1) 南区地域福祉保健計画地区別計画推進活動補助金実績報告書(第9号様式)
(以下、「第9号様式」という。)
 - (2) 南区地域福祉保健計画地区別計画推進活動補助金決算書・収支経過表(第10号様式)
 - (3) 領収書その他の当該収支計算に係る支出を証する書類又はその写し(1件の金額が100,000円以上のもの)
 - (4) 入札の結果が分かる書類又は見積書の写し(1件の金額が1,000,000円以上のもの)
- 2 補助金規則第14条第4項の規定により区長が第9号様式への添付又は記載を省略させることができる書類及び事項は、同規則第14条第1項第3号、第2項及び第3項の書類とする。

(補助金額の確定)

第12条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、南区地域福祉保健計画地区別計画推進活動補助金額確定通知書（第11号様式）により行うものとする。

(補助金交付の請求)

第13条 前条の規定に基づき補助金額の確定を受けた地区社協が補助金の交付を受けようとするときは、補助金規則第18条第1項の規定により南区地域福祉保健計画地区別計画推進活動補助金請求書（第12号様式）を提出しなければならない。

(補助金交付の時期の例外)

第14条 補助金規則第17条の規定により区長が補助対象事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる場合とは、補助金の交付決定を受けた地区社協が事業の完了前に補助金を交付しなければ補助対象事業を実施できないと認められる場合とする。

(交付決定の取り消し及び返還)

第15条 区長は、補助金交付を受けた地区社協が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定内容の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) この要綱、補助金の交付決定の内容又は交付条件に違反したとき
- (2) 補助対象事業の実施を中止したとき
- (3) 虚偽の申請、報告又は不正な行為によって補助金の交付を受けたとき
- (4) 前条の規定に基づき補助金交付を受けた団体が補助対象事業の完了前に補助金の交付を受けた場合であって、事業終了後に補助金に剰余が生じたとき
- (5) その他区長が認めるとき

2 前項の補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が補助金の交付決定を受けた地区社協に交付されているときは、取り消しに係る部分について、区長は補助金の返還の期間を定めて地区社協に命じる。

(財産の処分の制限)

第16条 補助金規則第25条に規定する財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、原価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月大蔵省令第15号）の規定を適用する。

(関係書類の保存期間)

第17条 補助金規則第26条の規定により区長が定める関係書類の保存期間は、補助金の

交付を受けた日に属する横浜市の会計年度の翌年度から5年間とする。

(調査)

第18条 区長は、必要があると認めた場合には、地区社協の経理に関する書類の検査を行うことができる。

2 区長は、必要があると認めた場合には、活動の状況について地区社協に報告を求めることができる。

(書類の閲覧)

第19条 補助金の交付を受けた地区社協及び区長は、横浜市市民協働条例(平成24年6月横浜市条例第34号)第7条の規定に基づき、横浜市市民協働条例施行規則(平成25年2月横浜市規則第15号)第3条第1項第1号及び第2項第1号に規定する書類又はその写しを、一般の閲覧に供しなければならない。

2 閲覧の方法については、横浜市市民協働条例施行規則の規定に基づき、次の表のとおりに行うものとする。

	地区社協	区長
閲覧場所	主たる事務所の所在地又は代表者が指定する場所	南区福祉保健課
閲覧時間	代表者が指定する時間	南区役所の事務取扱時間
閲覧期間	横浜市市民協働条例施行規則第3条第1項第1号に掲げる書類にあっては補助金の交付を受けた日から、同条第2項第1号に掲げる書類にあっては当該書類を区長に提出した日からそれぞれ2年間とする。	

(届出事項)

第20条 補助金交付を受けた地区社協は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を区長に届け出なくてはならない。

- (1) 補助金交付を受けた地区社協の住所又は名称を変更したとき
- (2) 補助金交付を受けた地区社協の代表者を変更したとき
- (3) その他区長が必要と認めたとき

(その他)

第21条 この要綱に定めのない事項については、区長が必要に応じてその都度定めるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年10月27日から施行する。
(南いきいき長生き推進事業補助金交付要綱の廃止)
- 2 南いきいき長生き推進事業補助金交付要綱(平成16年5月南福第78号)は廃止する。
- 3 廃止前の南いきいき長生き推進事業補助金交付要綱(平成16年5月南福第78号)により交付決定のなされた補助金については、なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成26年12月18日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年10月31日から施行する。